

平成29年6月21日

東シナ海等かじき等流し網漁業者 殿
かじき等流し網漁業届出漁業者 殿

水産庁資源管理部漁業調整課長

東シナ海等かじき等流し網漁業及びかじき等流し網漁業における太平洋
クロマグロに係る操業自粛について

日頃より、太平洋クロマグロの資源管理に御理解と御協力を頂き感謝申し上げます。

さて、東シナ海等かじき等流し網漁業及びかじき等流し網漁業の太平洋クロマグロ
小型魚（30キロ未満）の漁獲量について、漁獲モニタリングを集計した結果、上限の
9割8分（6月21日現在）に達しましたので、6月22日以降、太平洋クロマグロ
小型魚（30キロ未満）に係る操業の自粛を要請します。

つきましては、今後、東シナ海等かじき等流し網漁業及びかじき等流し網漁業にお
いては、クロマグロを対象とした操業の自粛に加え、混獲を含めたクロマグロ漁獲抑
制の徹底方よろしくお願いいたします。

お問合せ先

水産庁 資源管理部 漁業調整課

指定漁業第3班 松田・切通（キズシ）

Tel : 03-3502-8111(内線6708)

Fax : 03-3501-1019